



新潟県公報

平成26年
10月14日(火)
第2622号

目次

告示

- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 827
- 生活保護法による施術者の指定..... 827
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 828
- 生活保護法による施術の事業の廃止..... 828
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定..... 828
- 道路の供用開始..... 828
- 事業の認定..... 829

訓令

- 新潟県職員研修規程の一部改正..... 832

公告

- 県営土地改良事業に係る換地処分..... 832

告示

新潟県告示第470号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月14日

新潟県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

指定年月日	名 称	所 在 地
平成26年5月16日	関口外科内科医院	那須塩原市太夫塚1-232
平成26年6月12日	重症心身障害児施設星風会病院星風院	新潟市田村町925-2
平成26年4月12日	株式会社鬼怒川調剤センターたかとく薬局	日光市高德1406-4
平成26年5月1日	株式会社フォルマン きりん薬局	真岡市高勢町3-205-2

新潟県告示第471号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条において準用する生活保護法第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月14日

栃木県知事 福 田 富 一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成26年6月23日	渡邊 浩人	-	たかしま整骨院	小山市雨ヶ谷新田49-7

栃木県告示第472号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年10月14日

栃木県知事 福 田 富 一

廃 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平成26年5月15日	関口外科内科医院	那須塩原市太夫塚1-232
平成26年4月11日	鬼怒川調剤センターたかとく薬局	日光市高德1406-4

栃木県告示第473号

次の指定を受けた施術者から、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により施術の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定の規定により告示する。

平成26年10月14日

栃木県知事 福 田 富 一

廃 止 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成17年12月20日	阿部伸二郎	-	両毛整骨院	足利市伊勢町4-5-1

(保健福祉課)

栃木県告示第474号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成26年10月14日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事 業 所		事 業 者		指 定 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
0950100123	ふらっと宇都宮	宇都宮市下岡本町4540-5	特定非営利活動法人みらい工房	千葉県千葉市中央区生実町1821-1	平成26年10月1日	放課後等デイサービス

(障害福祉課)

栃木県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年10月14日から同年11月12日まで一般の縦覧に供する。

平成26年10月14日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
37	主 要 地 方 道 栃 木 粟 野 線	栃木市野中町644-1 から 栃木市川原田町996まで	平成26年10月14日
170	一 般 県 道 親 園 南 金 丸 線	大田原市宇田川615-1 から 大田原市宇田川931まで	平成26年10月14日

(道路保全課)

栃木県告示第476号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年10月14日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 起業者の名称
益子町
- 2 事業の種類
地域振興拠点施設整備事業及びこれに伴う附帯工事並びに農業用水路付替工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
栃木県芳賀郡益子町大字長堤字桜本及び字下田地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、益子町における地域振興拠点施設整備事業及びこれに伴う附帯工事並びに農業用水路付替工事（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、地域振興拠点施設整備事業（以下「本体事業」という。）は、益子町が、農業の6次産業化の推進並びに農産物の付加価値の向上を図るとともに、適切な観光情報の発信並びに多様化する観光ニーズに対応するため、農業振興及び観光振興の拠点となる施設を整備する事業であり、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

また、本体事業に伴う附帯工事として行う調整池の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

益子町は、平成23年3月に策定した益子町第5次総合振興計画後期基本計画（以下「基本計画」という。）において、農業従事者が、農産物の加工や流通などの分野に主体的に関われるようにするため、農業振興の拠点となる施設（以下「農業振興施設」という。）を整備し、また、農産物の付加価値の向上を図るため、益子ブランドの確立を推進することを計画している。さらに、観光客に観光情報を分かりやすく提供し、自然、文化等の特性を活用した体験・学び型のイベントの開催を支援するため、観光振興の拠点となる施設（以下「観光振興施設」という。）を整備することを計画するとともに、これらに必要な財源を予算措置している。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 益子町は栃木県の南東部に位置し、関東平野から連なる平地や八溝山系の丘陵地など、豊かな自然環境に恵まれ、このような環境を活かし、米、野菜、果樹等を中心とした農業生産を展開しており、農業は益子町の基幹産業の一つになっている。また、伝統工芸の益子焼、西明寺、円通寺、地藏院等の歴史的建造物、里山芸術祭、松本歌舞伎舞台等の郷土芸能など、様々な観光資源に恵まれており、年間で180万人を超える観光客が来訪している。

しかしながら、農業において、少子高齢化の進行に伴い、農業就業人口や生産農業所得は減少し、また、担い手の不足により耕作放棄地が増加している。このような状況に歯止めをかけるため、益子町は、生産者が消費者に農産物を直接販売する益子賑わい夕市を実施し、農産物の宣伝、新たな販路の開拓、消費者ニーズの把握等、農業における第6次産業の創出に取り組むとともに、益子ブランド作出支援事業を実施し、益子町で生産された農産物を利用して新たな加工品を開発する事業や農産物の特性を活用した試験事業等の費用に対して助成を行い、農産物の付加価値の向上を支援している。しかし、生産者が消費者に農産物を直接販売する取組については、スーパーマーケットの敷地の一部を借用して実施していることから、1箇月に1回の開催に留まり、開催する場所を常設できない状況であり、また、農産物のブランド化に係る加工品等の宣伝についても、栃木県や益子町が主催するイベント、祭等に併せて周知しているが、恒常的な方法ではないことから、農産物の付加価値の向上が図られていない。これらの課題を解決するため、農業振興施設を整備した上で、農産物の生産者と消費者が直接触れ合う場を常設し、農業の6次産業化を推進するとともに、農産物のブランド化に係る加工品等を恒常的に宣伝する場を設ける必要がある。

観光において、益子町を訪れる観光客に対する案内は、真岡鐵道益子駅の駅舎内に所在する観光案内所で実施してきたが、現在は、道路網が整備され、自動車が広く普及し、多くの観光客は自家用車を使用し来訪しており、この案内所は、主要地方道つくば益子線、国道294号等の幹線道路に面していないほか、益子駅駐車場の収容台数が少ないことなどから、観光情報を発信する施設としての機能を十分に発揮していない。このため、益子町は、観光マップや観光案内板の整備、観光ボランティアガイドの育成等に取り組んできたが、観光情報を発信する中心的な施設がないことから、多くの観光客は、目的地について町役場に問い合わせたり、近隣の店舗に案内を求めている状況である。また、価値観や嗜好の多様化により観光客の観光目的は変化し、名所や旧跡を見て回る従来の通過型の旅行形態から、地域に滞在しながら自然や伝統文化等に触れる体験・学び型の旅行形態に変わっている。このような観光客のニーズに対応するため、益子町は、町内で生産された野菜、いちご等の食材を使用し、料理やものづくりを体験し、学んでもらうラーニングパッケージの取組や土を使用した装飾品やアート作品の制作を通じて町の文化に触れてもらう土祭りの開催など、様々な体験・学び型の事業を提供している。しかし、ラーニングパッケージの取組は各地区の公民館や民家等で開催し、土祭りは店舗、古民家、陶芸工房等の民有地を借用し開催している状況であり、開催の都度、実施する場所が変わることから、恒常的なイベントとして定着していない。これらの課題を解決し、観光地として一層の確立を図るため、観光振興施設を整備し、益子町を訪れる人々に対して観光地等を適切に案内するとともに、様々な観光ニーズに対応することができる体制を整えることが必要となっている。

これらのことから、益子町は、基本計画において、農産物の生産者が加工や流通などの分野に主体的に関われるようにするため、農業振興施設を整備し、農業の6次産業化を進めるとともに、農産物の付加価値の向上を図るため、益子ブランドの確立を推進することとしている。また、観光情報を分かりやすく提供するため、観光振興施設を整備し、観光客の利便性の向上を図るとともに、体験・学び型の事業を定期的、恒常的なイベントとして定着させるため、開催拠点を整備することとしている。基本計画に掲げた取組を計画的・効率的に進めるために策定された町勢振興実施計画では、これらの施設の機能を併せ持つ地域振興拠点施設（以下「本施設」という。）の整備を平成27年度までに実施することとしている。

本件事業を実施することにより、農産物の生産者が食品加工、流通販売等、様々な分野に主体的に携わることが可能となるとともに、農産物のブランド化の取組を恒常的に宣伝することが可能となり、農

業の6次産業化の推進や農産物の付加価値の向上に貢献することが認められる。また、観光客に対する適切な観光案内や効果的なイベント情報の提供が可能となるとともに、体験・学び型イベントの恒常的な実施や開催場所の定着化が図られ、観光客の利便の向上や益子町の魅力の宣伝に寄与することが認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条例第2号）による環境影響評価の実施を義務づけられた事業に該当しないが、本件事業の施行に当たっては、低騒音型・排出ガス対策型建設機械を使用するなど、周辺環境に十分配慮しながら工事を実施することとしており、本件事業により生活環境に与える影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 一方、起業地において、益子町が希少動植物の有無の確認を目的に現地調査を実施したところ、保護のために特別な措置が必要な希少動植物の営巣・植生は確認されなかった。

また、起業地内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していないが、その近隣に1箇所存在することから、益子町が平成25年12月に任意で確認調査を実施したところ、特別な措置を講ずべき文化財は発見されなかった。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に際しては、5つの候補地を比較検討しており、本件事業の起業地は、一般県道西小埜真岡線に面し、北関東自動車道真岡インターチェンジから10kmの距離に位置するなど、自動車による利便が良好である。また、全体事業費が最も低廉であり、本施設の整備に当たって必要となる乗入口の設置に要する工事費用が廉価で工事にかかる時間的制約も少ないことなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

また、本体事業に係る施設のうち、農業振興施設の規模については、益子町で生産された農産物を使用して食材を提供するイベントの平成24年度における集客実績を基に計画しているほか、益子町の周辺に所在する同種の施設と同等の大きさを確保している。また、観光振興施設の規模については、雅楽等の郷土芸能を披露するイベントの平成24年度における集客実績を基に計画しているほか、施設に配置する職員数を基に、新営一般庁舎面積算定基準（昭和35年4月8日付け建設省発第3号）により計画しており、事業の目的に照らして必要最小限の範囲の計画であると認められる。駐車場については、道路構造令（昭和45年政令第320号）、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）等により適正に計画されているほか、その他の施設についても、都市計画法（昭和43年法律第100号）等に基づき適正に計画されている。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事並びに農業用水路代替工事の事業計画についても、施設の位置、規模等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

これらのことから、本件事業の起業地の範囲は、本件事業を施行する上で必要とされる最小限の範囲であると認められる。

エ 以上のことから、アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地との比較において最も適切であるものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

(3)アで述べたとおり、少子高齢化の進行に伴い、農業就業人口や生産農業所得が減少していることにより、農業の6次産業化を推進するとともに、ブランド化による農産物の付加価値の向上を図る必要がある。また、観光情報を発信する中心的な施設がないことや観光客のニーズが多様化していることなどにより、適切に観光情報を提供することができ、様々な観光ニーズに対応することができる体制を整える必要があることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されることから、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

益子町産業建設部農政課

(用地課)

訓 令

栃木県訓令第七号

本 庁
出先機関

栃木県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十月十四日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県職員研修規程の一部を改正する訓令

栃木県職員研修規程（平成九年栃木県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「及び評価者研修」を「評価者研修及び女性職員能力開発研修」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(人事課)

公 告

○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営中山間那須清流（梓）地区土地改良（区画整理）事業（1号換地区から4号換地区まで）内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成26年10月14日

栃木県知事 福 田 富 一

1 換地処分の年月日

平成26年9月26日

2 換地処分の内容

平成26年7月4日付け栃木県告示第325号で公告した換地計画のとおり。

(農地整備課)